

第6章 災害予防計画

第1節 予防対策

1 広報活動

地域社会の安全を守るため、火災予防等人命尊重を重点とした消防広報、広聴を実施するとともに防災知識の普及高揚に努め、消防行政の円滑な推進を図るものとする。

(1) 予防広報

ア 集会広報

講習会、講演会、研修会、座談会、映画会、展覧会及び防火の集い等の機会を活用して行う。

イ マスコミ広報

新聞、テレビ、ラジオ（湘南ビーチFMを含む。）等を通じて実施するほか、街頭広報設備、「広報ずし」等を利用して行う。

ウ 巡回広報

広報車、消防車等の放送設備を利用して機動性のある広報活動と立入検査時等の個別広報により行う。

エ 無線広報

市内に設置してある防災行政無線（同報系）を活用して行う。

オ 印刷物広報

ポスター、パンフレット、チラシ、6万市民の赤色灯、その他の印刷物を配布して行う。

カ その他の広報

消防施設の見学、火災予防教室等に伴い、火災予防広報を行う。

(2) 警防広報

火災、その他の災害の実態とこれら災害の未然防止、火災の初期消火及び早期通報等について広報を行うものとする。

ア 火災等の広報

テレホンサービス等を活用して行う。

イ 災害現場広報

火災等の災害現場付近において、周辺住民等へ広報する。

(ア) 警戒区域内においては、協力要請及び避難命令

(イ) 避難対象地域においては、出火防止の指導及び避難の指示又は勧告

(ウ) その他の地域においては、出火防止の指導及び発災時における初期消火指示

ウ 引揚げ時、帰署途上時の広報

火災現場の帰署経路においては、火災の概況と合わせて適宜火災予防広報を行う。

(3) 異常気象時等の広報

異常気象時等は、第8章第1節5の「消防広報」に基づき、出火防止その他異常気象による被害の予防等について市民に広報するものとする。

2 広聴活動

消防に対する市民の意見や要望等を常に把握して、消防行政に反映させるための活動を行うものとし、アンケート調査及び集会等を積極的に行うほか、市への提案、陳情、要望、苦情、その他の方法

により市民の声を広聴する。

3 防火意識の普及啓発

火災予防は、市民及び防火対象物の消防に対する理解と協力が得られなければ、その目的を十分に果たすことができない。したがって、上記1及び上記2に掲げる広報・広聴活動と併せて出火防止及び初期消火活動の徹底を図るものとする。

(1) 出火防止

市民及び防火対象物関係者に対して火災予防運動等あらゆる機会を通じ、逗子市火災予防条例に基づく火気の使用及び火気使用設備の使用状況など出火防止を最重点とした防火意識の普及、啓発に努めるものとする。

ア 消火器、消火バケツ等消火器具の普及

イ 火気使用場所の不燃化促進

ウ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及促進

エ 灯油等危険物の安全管理の徹底

オ 学校、事業所の発火危険薬品類の安全管理と保管場所の不燃化

(2) 初期消火活動の徹底

初期消火活動の徹底を図るため、家庭、町内会、自主防災組織、事業所等を通じて、次の対策を指導するものとする。

ア 初動体制の整備

各種訓練、集会、防災パンフレット等を通じて住民の防火意識及び初期消火、避難及び通報等、災害時の行動力の向上を図る。

イ 各種訓練の実施

防火管理者が選任されている事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼び掛ける。

(3) 防災上重要な施設における防災教育の充実

防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び震災時の対応についての知識の普及に努める。